

# 令和7年度奈良県広報担当VTuberプロモーション業務

## 業務仕様書

### 1 委託業務名

奈良県広報担当VTuberプロモーション業務

### 2 目的

10代～30代に人気があるバーチャル YouTuber (VTuber) を県政広報に取り入れるため、広報担当VTuberを制作している。(令和6年3月完成済)

本業務は、広報担当VTuberを活用したプロモーション(VTuber動画の制作・配信、SNSへの投稿等)を行うことにより、本県の魅力を分かりやすく発信し、若年層への訴求力と、県政への認知・理解の向上を図るものである。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 動画の制作

- ① 動画は奈良県公式総合YouTubeチャンネルで毎月ロング動画1本、ショート動画2本以上公開することを想定している。
- ② 年間：3分程度のロング動画を12本以上、30秒程度のショート動画を24本以上制作すること。
- ③ ロング動画は2本以上外ロケを実施すること。
- ④ 年間計画(スケジュール、テーマ、概要等)を提案すること。
- ⑤ テーマについては、県政に係わらず、奈良に関する様々な情報(観光、グルメ、花だより、行事、世界遺産、選挙など)を取り扱うこと。
- ⑥ 動画は2本以上他のVTuberやキャラクター、有名ユーチューバーとのコラボ企画を提案すること。
- ⑦ 動画は3Dで制作すること。県から3Dモデリングデータ(VRM形式)を提供する。
- ⑧ 動画の見せ方は、流行を取り入れ若者に求心力のある構成(コンテンツ、デザイン等)とすること。
- ⑨ VTuberのキャラクターボイスは、令和5年度以降、継続採用している声優をキャンスタミングするものとする。見積りに以下の項目、費用を計上すること。
  - ボイス収録費(令和6年度声優採用、永年使用)単価50,000円
  - 上記単価をベースに、総収録回数分見積りに計上すること。
  - ※上記は声優の収録に係る費用であり、その他編集等の費用は必要と思われる金額を計上すること。
- ⑩ 動画の制作にあたっては、これまで公開した動画を参考にして、VTuber「奈々鹿」の世界観を継続すること。

#### (2) 新規イラスト及び印刷物のデザイン制作等

- ・ 印刷物(ノベルティグッズ、パンフレット、ポスター、チラシ等)やSNS、

ホームページ等にて使用することを想定している。

- ・ イラストは、衣装・動き・表情・ポーズの違うパターンを10点以上制作し、イラストカラー版及びグレースケール版のデジタルデータを制作すること。
- ・ 印刷物は、イベント告知などの用途に合わせデザインを制作すること。
- ・ デジタルデータの納品形式は、イラストレーター (.ai) 又はフォトショップ (.psd)、PDF (.pdf)、圧縮画像ファイル (.png) とする。

### (3) 奈々鹿 X の認知度・好意度向上

今年度、奈々鹿 X の目標 (KPI) をフォロワー数 10,000 人とし、以下の業務を行うこと。

- ・ 目標を達成するために認証バッジを取得し現状分析を行うこと。
- ・ 分析を元に効果的な記事を投稿すること。
- ・ 投稿については、内容・頻度等を具体的に提案すること。

### (4) その他

- ・ YouTube チャンネルの効果的な広報宣伝  
動画の再生回数等について、適切な目標 (KPI) を設定し、その KPI を達成するために YouTube 上で行う効果的な広告手法について提案すること。
- ・ VTuber に関する支援や助言  
VTuber「奈々鹿」の運用に関し、県からの問合せや質問に対して必要な支援や助言を行うこと。

## 5. 納品物

本業務に係る納品物は次のとおりとする。納品形態は県と協議の上決定する。

- (1) 制作した動画データ
- (2) イラストや印刷物のデザイン等のデータ
- (3) 3Dモデリングを改変した場合は、改変時の元データ、改変後の完成データ
- (4) SNS 等運営のための広報素材
- (5) その他納入物については県の指示に従うこと。

## 6. 留意事項

- ・ 成果物に係る著作権は原則としてすべて県に帰属するものとする (著作権法 (昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)
- ・ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。
- ・ 本業務の実施に当たっては、個人情報や保護された権利に十分留意し、手続きが必要な場合は、原則として受託事業者で対応すること。

- ・ イラスト等は、カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分協議して対応すること。
- ・ 本業務を受託しようとする者は、別添の遵守事項を理解した上で受託すること。